

# 大会運営について

三重県高等学校体育連盟

## はじめに

高体連は、高校生の健全育成、生涯スポーツの基礎作り、競技力向上、各種競技大会の開催を行うことにより、生涯にわたり心身ともに健康に過ごすための基礎・基本づくりを行うとともに、スポーツの振興を図ることを目的に活動を行っている。活動は、全ての高校生が主体的に取り組める内容であるとともに、保護者、地域及び関係競技団体の理解のもと、運営されなければならない。スポーツを行うことによって得られる爽快感、達成感は、本人は勿論所属する高等学校や地域社会に活力をもたらし、健全で活力に溢れた集団の形成に寄与するものと考えている。

高体連の関係する各種競技大会は、三重県教育委員会ならびに各高等学校及び各競技団体の理解を得ながら、高体連に加盟・準加盟する専門部の特性を尊重し各専門部に運営をお願いしてきた。今後は本書を基本とし各専門部の競技特性を生かし、競技者基点の競技大会の運営、円滑で充実した競技大会が開催されるよう各専門部で大会開催要項等の見直しも含め、三重県高体連としての指針を示したい。

- 1 競技大会の運営について
- 2 合同チームの考え方について
- 3 事故発生時の対処方法
- 4 不測の事態について
- 5 地震警戒宣言発令時の対応

平成30年4月

三重県高等学校体育連盟

# 1 競技大会の運営について

## (1) 競技大会全般について

競技大会に係る（大会開始決定から終了まで）責任は各専門部の専門部長とする。専門部長は、高体連会長と連絡を密にし、円滑な大会運営に努める。専門部長が何らかの理由で大会に欠席の場合、専門部委員長は専門部長と連絡を密にし、大会運営が円滑に行われ、不測の事態が発生した場合も適切に処理できるようにする。

また、熱中症や落雷を含め、事故防止には万全を期し、その防止策（予防策）をしっかりと講じることとする。

## (2) 競技方法、結果報告について

競技方法は、専門部役員会等において決定され、専門部委員長の責任において競技の開始時間・終了予定時刻・場所・大会のルール等について事前に参加者及び顧問には周知し、併せて高体連事務局には、結果報告も行うこととする。

## (3) 生徒引率、大会参加について

①引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。

②競技大会参加の監督・コーチ等は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

③監督・コーチ等が外部指導者の場合は、1号様式を大会参加申し込み時に提出すること。

④大会派遣期間中の生徒については、引率責任者、監督・コーチ等により高校生として自覚ある行動がとれるよう指導をすることとし、派遣期間中に問題行動や、事故等が発生した場合は、当該校の校長に直ちに報告を行うこととする。

## 2 合同チームについて

平成14年3月9日付け（財）全国高等学校体育連盟より示された『複数校合同チームのあり方・基本的な考え方』及びその解説（資料1）に準拠するものとし、三重県高等学校体育連盟として次のように運用を行うと共に、各専門部において出場認定基準、運用の詳細について取りまとめを行うことが望ましい。

### 【1】学校の統廃合に伴う複数校合同チームの大会参加について

（財）全国高等学校体育連盟が準拠することとする。

### 【2】部員不足等に伴う複数校合同チームの大会参加について

#### （1）複数校合同チームを認める大会

・三重県高等学校体育連盟が主催する3大会の内、各専門部において、競技特性等を考慮し、複数合同チーム参加を認めた大会

#### （2）複数校合同チーム出場認定基準

- ①出場をしようとする双方（又は3校以上）の学校長が出場を認めている。
- ②出場しようとする双方（又は3校以上）が部員不足により、それぞれ単独でチームを組むことが出来ない。
- ③合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われていないこと。
- ④各学校の引率責任者、及び合同チームの監督が明確であること。

#### （3）複数校合同チーム出場までの手順

- ①出場を希望する大会の申し込み締切日までに、学校ごとに2号様式により必要事項を記入し、該当の専門部委員長に提出する
- ②専門部委員長は、専門部長に連絡の上役員会等において内容等を精査し、3号様式により高体連事務局に提出する。
- ③高体連事務局は、常任理事会にて審議をし、可否を決定する。但し常任理事会が開催困難なときは、高体連会長が決済を行い、後日常任理事会に報告する。

#### （4）複数校合同チームの扱い

##### ①全国高校総体・東海高校総体への参加の扱い

・全国高校総体の出場については、（財）全国高体連の考え方は単独校の出場を意味しているためこれに準拠し、出場を認めない。東海高校総体への出場も認めない。  
但し、東海定通大会については、東海高体連の定める規定により出場を認める場合もある。

##### ②県高校総体への参加の扱い。

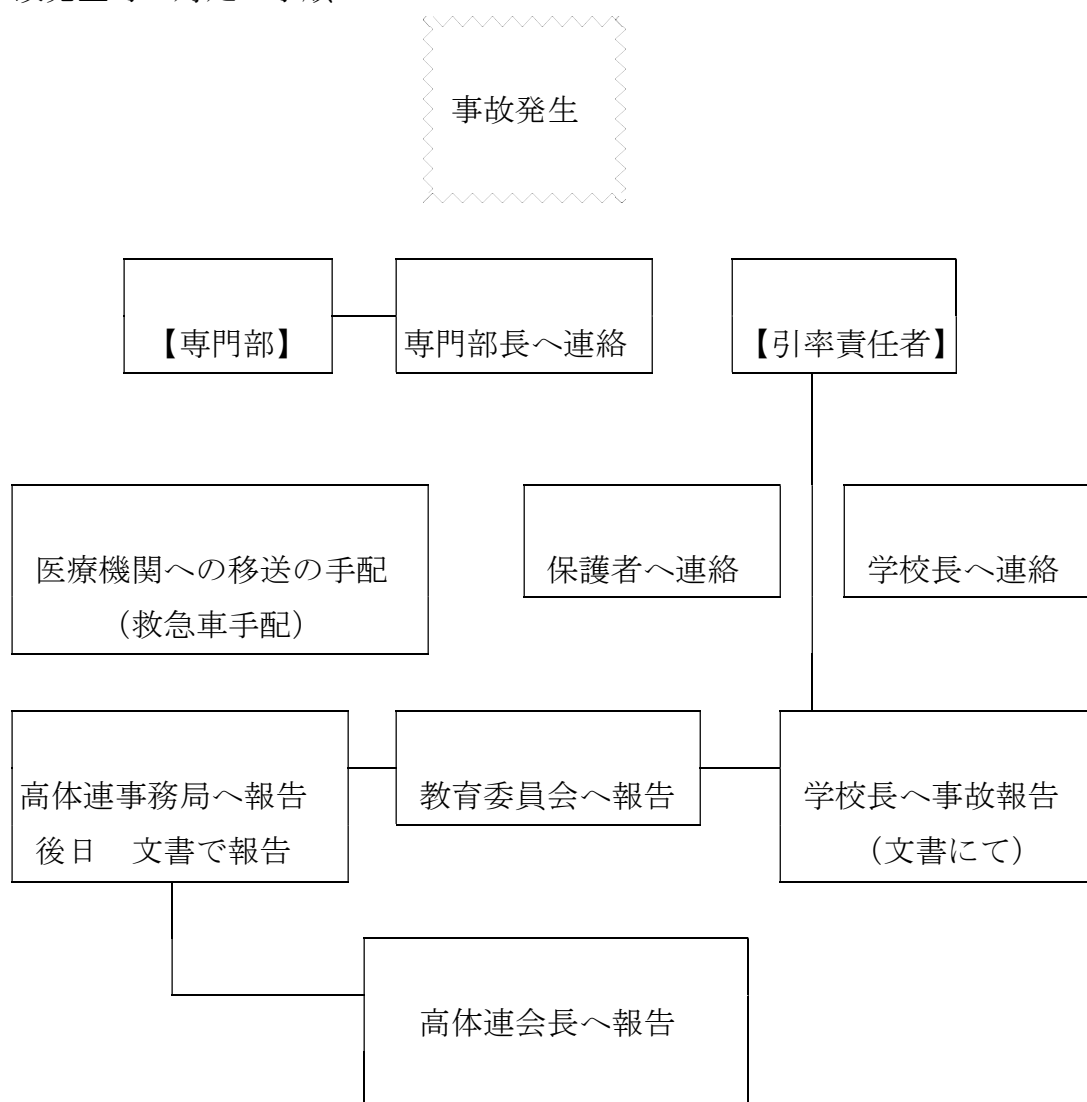
・（1）（2）（3）の手順により参加を認める。ただし団体順位得点は認めず、参加点をそれぞれの学校に与える。

### 3 事故発生時の対処方法

大会開催においては、事故発生を未然に防止するよう、大会役員、監督、引率職員、参加生徒に、事故防止の指導・啓発を行うことが必要である。

しかし、大会中に事故（重大事故）が発生した場合は、次のように対処する。

#### (1) 事故発生時の対処の手順



(2) 専門部において緊急時の対応について別途準備を行うこと。特に次の点については必ず行うこと。

- ①医療機関の確認
- ②緊急時対応についての大会役員の係分担
- ③専門部役員の緊急連絡網の整備
- ④その他必要と思われる事項

## 4 不測の事態について

台風の接近、暴風警報・暴風雪警報・特別警報の発令、荒天や事故による交通網の寸断等大会開催における不測の事態の発生については、次のことを第一と考え、各専門部、引率教員、高体連事務局と連携を密にし、判断することとする。

- ①参加者（生徒、引率職員、監督者、役員）の安全を確保する。
- ②生徒の大会出場機会の確保を行う。尚大会が中止になった場合の対処として、大会予備日等を事前に設定しておくことが望ましい。

### 〈1〉暴風警報・暴風雪警報・特別警報の発令時の場合

#### 【参加者】

##### (1) 大会開始前

- ①在宅の場合は自宅にて安全を確保させる。
- ②会場への途上の場合は、その場に止まるか、自宅に引き返すか状況を判断しもっとも安全と思われる手段を選択する。

##### (2) 大会開催中

- ①直ちに競技を中断し、その場で待機するか、帰宅するか、状況を判断しもっとも安全と思われる手段を選択する。

#### 【専門部】

##### (1) 大会開始前

6：00の段階で暴風警報・暴風雪警報・特別警報・地震警戒宣言が発令されている場合、競技は中止とする。その後警報・警戒宣言が解除された場合、大会役員、引率職員および関係者と開催について協議する。

##### (2) 大会開催中

直ちに競技を中断し、情報収集を充分に行い、大会役員、引率職員及び関係者と協議を行い、生徒の動向を判断する。

##### (3) 代替日の設定

代替日が必要な場合は、会場確保、役員確保、参加者の事情（学校行事）等を充分考慮し代替日の設定を行う。

##### (4) 報告義務

対処方法について必ず、高体連事務局へ直ちに報告することとする。併せて専門部長名で各参加校に文書で通知すること。

### 〈2〉荒天や事故（公共交通機関）による交通網の寸断により参加できない場合。

参加者の安全確保と出場機会の確保の原則に拠り、各専門部の特性を充分考慮し、開始時間を遅らすなどの配慮を行う。それでもなお、参加できない場合は、大会役員、引率職員、監督と協議し、また参加生徒に十分な説明を行い、大会を中止することが出来る。その場合、代替日、会場、時間等についても必ず報告を行う。

## 5 東海地震注意情報・警戒宣言発令時の対応について

平成28年1月改定の『学校における地震防災の手引（三重県教育委員会）』及び、平成16年1月6日から実施されている東海地震の情報体系により生徒及び参加者の安全対策を次のように行う。

### 〈1〉『東海地震注意情報・警戒宣言』発令

#### （1）大会開始前

- ①在宅の場合は自宅にて安全を確保させる。
- ②発令中の大会開催は出来ない
- ③会場への途上の場合は、あらかじめ定められた方法により速やかに帰宅するよう指導する。

#### （2）大会開催中

- ①直ちに競技を中断し、その場で待機するか、帰宅するか、安全な場所に避難するか情報収集を行い、状況を判断してもっとも安全と思われる手段を選択する。

### 〈2〉『地震災害に関する警戒解除宣言』発令

『地震災害に関する警戒解除宣言』が発せられた場合は、大会を行うことが出来る。但し、交通機関、通信手段の途絶が予想されるため、県内の状況を充分調査し、参加者の安全が確認できた場合のみとする。

### 〈3〉報告義務

専門部委員長は、大会の実施、中止、延期等について必ず高体連事務局に報告を行うこととする。

### 三重県高等学校体育連盟 主催大会時における救急搬送者報告用紙

各 専 門 部											本 部	
競技	学校名	学年	性別	いつ	状況	結果	報道 知・否	学校長 への連絡	保護者 への連絡	備考(その後について)	高体連対応	県教委への報告
(例) 例:柔道	〇〇高校	1	女	5/31 4:30頃	競技中に顔面から落ちた	しびれがあり鈴鹿病院へ入院 (救急車により搬送 4:50頃)		○	○	脳・脊椎・骨に異常なし		
(例) 例:陸上	〇〇高校	2	男	6/1 2:30頃	審判中に熱中症	保護者引率により病院へ		×	○	特に異常なく帰宅	学校長への報告を促す	
1												
2												
3												
4												
5												
6												

※事例が発生しましたら、上記内容を速やかに本部にご報告下さい。

三重県高等学校体育連盟 TEL:059-380-2500  
FAX:059-380-2501



1号様式

外部指導者承認書

三重県高等学校体育連盟会長様

三重県高等学校体育連盟 専門部長様

下記のように外部指導者の、大会への参加を承認いたしました。

出場大会名					
大会期日					
会場					
外部指導者	名前		男・女	年齢	歳
	所属				
参加資格	監督	コーチ	どちらかに○つける		
引率教員名					
特記事項					

年 月 日

高等学校

校長

公印

2号様式

複数校合同チーム出場願

三重県高等学校体育連盟〇〇専門部長様

次のように、合同チームでの大会出場を許可いただきますようお願いいたします。

出場希望大会名	
大会期日	
会場	
引率責任者	職名 名前
現在部員数	
監督者名	学校名 職名 氏名
合同予定学校名	
理由	

年 月 日  
〇〇〇〇高等学校  
校長 〇〇〇〇 公印

3号様式

高体連〇〇〇部第〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

三重県高等学校体育連盟会長様

三重県高等学校体育連盟  
〇〇〇専門部長 〇〇〇〇 公印

複数校合同チーム出場について（お願い）

別紙2号様式で本専門部に願いであったこのことについて、〇〇専門部で精査し、役員会で検討した結果、複数校合同チーム出場の精神に準拠していることが確認できましたので、下記のように出場をご承認いただきますようお願いいたします。

記

- |   |             |                  |
|---|-------------|------------------|
| 1 | 複数校合同チーム学校名 | 〇〇高等学校<br>〇〇高等学校 |
| 2 | 出場大会名       | 〇〇〇〇大会           |
| 3 | 大会期日        | 〇〇年〇〇月〇〇日        |
| 4 | 大会会場        | ×××競技場           |
| 5 | 添付書類        | 2号様式（写し）△部       |

平成19年 4月27日

三重県高等学校体育連盟主催大会の参加費の取り扱い等について

三重県高等学校体育連盟

平成19年度以降の三重県高等学校体育連盟主催大会の参加費の取り扱い等につきまして下記のとおりとします。

記

- |   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | 参加費の取り扱い      | 県高体連からの各専門部への大会運営補助金が不足する場合に限り、参加費を専門部ごとに徴収することができる。<br>なお、参加費を徴収する専門部は大会要項を高体連事務局に提出する。 |
| 2 | 参加費徴収の対象となる大会 | 県高等学校総合体育大会を除く諸大会とする。  |
| 3 | 徴収金額          | 各専門部による。<br>(目途として団体は5000円、個人は500円)  |
| 4 | 参加費の用途        | 諸大会の運営費に限る。  |
| 5 | 決算報告          | 諸大会決算書と参加費を徴収した大会の要項を添付する。   |

連絡先・問合せ先

三重県高等学校体育連盟事務局

(三重県立稲生高等学校内)

TEL(059)380-2500

FAX(059)380-2501

定時制・通信制生徒の三重県高体連主催全日大会への参加について（申し合わせ）

[1] 広域通信制高等学校本校及び連携校等の三重県高等学校体育連盟の加盟条件について

- （公財）全国高等学校体育連盟 便覧 資料 1 1 「広域通信制高等学校本校及び連携校等の都道府県高体連への加盟について」（別紙）を適用する。

[2] 大会参加の条件について（考え方）

- ①「全国高等学校総合体育大会開催基準要項 1 2 大会参加資格（1）」に「選手は、学校教育法第 1 条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。」とあり、**定時制・通信制生徒の全国高等学校総合体育大会への参加は可能**である。  
（参考：同（4）に「チームの編成において全日課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。」とある。）
- ②「全国高等学校定時制通信制体育大会開催基準要項 1 3 全国定通大会参加資格（5）」に「当該年度の全国高等学校総合体育大会（各都道府県予選大会・各競技団体が定める高校生以上を対象とした全国大会も含む）出場者及び出場校は、除く。」とあるため、「**全国定時制通信制大会競技**」に該当する生徒は**全国高校総体（県予選大会も含む）か全国定通大会かのどちらか一方を選択**しなければならない。
- ③「全国高等学校総合体育大会開催基準要項 1 0 大会の内容（2）」に「競技別大会は学校対抗戦を原則とする」ため、**定時制・通信制の学校は「学校のクラブ単位」で全国高校総体（県予選大会も含む）か全国定通大会かのどちらか一方を選択**しなければならない。
- ④三重県高体連としては「三重県高等学校体育連盟規約 細則 第 3 章 第 4 条の細則（2）」にある「原則として全日課程の学校は全日制の大会に出場し、**定時制・通信制課程の学校は定時制・通信制の大会に出場することとする。**」を基本とする。

「①～④」の要件も踏まえつつ、

- ⑤原則、全国高等学校定時制通信制大会実施競技以外の競技において、全日大会への参加希望があった場合は、**定時制・通信制生徒の三重県高体連主催全日大会への参加を可能とする。**ただし、その競技特性も考慮し、**参加の判断は当該専門部にゆだねる。**

〈全国定時制通信制大会競技〉

陸上競技・自転車・卓球・ソフトテニス・柔道・剣道・バレーボール・  
バスケットボール・サッカー・バドミントン（10 競技）

- ⑥全国定時制通信制大会実施競技において、全日大会への参加希望があった場合は、**教育上の配慮により、当該専門部と三重県高体連本部と協議のうえ参加の判断を行う。**
- ⑦上記「⑤、⑥」において該当選手・チームが発生した場合は、**当該専門部は会長宛で報告を三重県高体連本部まで行うこととする。**